

# 令和6年度 松伏町職員採用試験受験案内



(令和6年10月1日付採用)



松伏町は、埼玉県の東南部、都心から30キロ圏内に位置し、江戸川、中川、大落古利根川の3本の河川に恵まれ、北部と南部にのどかな田園風景が広がる水と緑豊かな町です。

未来の松伏町の創造に、意欲と情熱を持って取り組んでいただける皆様のご応募を心よりお待ちしております。

## 受付期間【郵送のみ：消印有効】

5月1日（水）～ 5月17日（金）

### 1 募集職種、採用予定人数及び第1次試験日

募集職種	採用予定人数	第1次試験日※
一般事務職（新規学卒者等）	若干名	令和6年6月16日（日）
一般事務職（民間企業等職務経験者）	若干名	
一般事務職（障がい者対象）	若干名	
建築技術職	若干名	
土木技術職	若干名	

※ 書類選考の合格者に第1次試験を実施します。

## 2 受験資格

職 種	試験区分	受験資格	年齢要件
一般事務職 (新規学卒者等)	A	学校教育法における大学卒業（令和6年9月卒業見込みを含む。）以上の学歴を有する人	平成11年4月2日以降に生まれた人（令和7年4月1日現在、25歳以下の人）
	B	学校教育法における短期大学卒業（令和6年9月卒業見込みを含む。）の学歴を有する人	平成14年4月2日以降に生まれた人（令和7年4月1日現在、22歳以下の人）
	C	学校教育法における高等学校卒業（令和6年9月卒業見込みを含む。）の学歴を有する人	平成16年4月2日以降に生まれた人（令和7年4月1日現在、20歳以下の人）
一般事務職 (民間企業等職務経験者)	D	学校教育法における高等学校卒業以上の学歴を有する人で、民間企業等の職務経験が3年以上ある人	平成4年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人（令和7年4月1日現在、26歳から32歳までの人）
一般事務職 (障がい者対象)	E	学校教育法における高等学校卒業（令和6年9月卒業見込みを含む。）以上の学歴を有する人で、次の①及び②に該当する人 ①障害者手帳の交付を受けている人 ②活字印刷文による筆記試験に対応できる人	平成4年4月2日以降に生まれた人（令和7年4月1日現在、32歳以下の人）
建築技術職	F	学校教育法における大学で建築の専門課程を専攻し卒業（令和6年9月卒業見込みを含む。）以上の学歴を有する人	平成4年4月2日以降に生まれた人（令和7年4月1日現在、32歳以下の人）
土木技術職	G	学校教育法における大学で土木の専門課程を専攻し卒業（令和6年9月卒業見込みを含む。）以上の学歴を有する人	平成4年4月2日以降に生まれた人（令和7年4月1日現在、32歳以下の人）

### <注意事項>

※ 2つ以上の試験区分に申し込むことはできません。

※ 職務上、自動車を運転する機会があるため、全ての試験区分（試験区分Eを除く。）において、申し込み時点で普通自動車免許を所持していることを条件とします。普通自動車免許を所持していない人については申し込むことはできません。ただし、試験区分Cの受験者であって令和6年9月高等学校卒業見込みの人は、採用後6か月以内に取得することを条件として申し込むことができます。

※ 試験区分Dにおける民間企業等の職務経験について

ア 令和6年4月30日の時点で、民間企業等における職務経験が通算3年以上ある人が対象です。

イ 民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員等として1年以上継続して就業していた期間が該当します。ただし、短時間労働者（パート労働者）（注）としての期間や、在職中であっても、休職などで連続して3か月以上勤務していない期間（産前産後休暇を除く。）は該当しません。

（注）「短時間労働者（パート労働者）」とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員）の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」を言います。例えば、

「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び名は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「短時間労働者（パート労働者）」となります。

ウ 民間企業等における職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の民間企業等で従事した場合は、いずれか一方のみの経験となります。

エ 試験に合格した人には、職務経験期間の確認のため、勤務証明書等を提出していただきます。なお、職務経験期間の確認ができない場合は、採用されません。

※ 全ての試験区分について、日本国籍を有しない人又は地方公務員法第16条に規定する次のいずれかの欠格条項に該当する人は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 松伏町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 試験区分Bについて、次に該当する人は、短期大学卒業に含みます。

ア 学校教育法における専修学校の専門課程（年間授業時数が680時間以上で修業年限2年以上の課程に限る。）を卒業（見込みを含む。）した人

イ 学校教育法における各種学校（高等学校又はこれに準ずる学校の卒業を入学資格とする修業年限2年以上の課程に限る。）を卒業（見込みを含む。）した人

ウ 学校教育法における大学に2年以上在学して62単位以上修得した人

※ 試験区分F、Gにおいて採用された場合でも、一般事務職と同様の人事異動をする場合があります。

※ 受験資格の学歴区分は、国の人事院規則及びその運用通知の学歴免許等資格区分表に準じ決定しています。ご不明な点は、お問い合わせください。

### 3 申込方法・応募書類等

(1) 応募書類を特定記録郵便で郵送してください。持参による受付はできません。

受付期間	一般事務職（新規学卒者等） 試験区分A、B、C 一般事務職（民間企業等職務経験者） 試験区分D 一般事務職（障がい者対象） 試験区分E 建築技術職 試験区分F 土木技術職 試験区分G <u>5月1日（水）～5月17日（金）【消印有効】</u> ※5月18日以降の日付の消印のものは受付できません。
応募書類	(1) 令和6年度松伏町職員採用試験（10月1日付採用）受験申込書及び受験票 (2) エントリーシート (3) 履歴書（次の区分に従って、対応する様式を使用してください。） ○試験区分E又はCの受験者であって令和6年9月高等学校卒業見込みの人 ・・・履歴書様式① ○上記以外の人　・・・履歴書様式② (4) 自動車運転免許証の写し（試験区分Eの受験者及び試験区分Cの受験者であって令和6年9月卒業見込みの人で、運転免許を所持していない人は必要ありません。） (5) 障害者手帳（写真、氏名及び級別等の記載があるページ）の写し（試験区分Eのみ） (6) 履修課程等証明書（試験区分Bの受験者であって次のア・イのいずれかに該当する人のみ） ア 専修学校又は各種学校の卒業生（卒業見込みの人を含む。）として受験する人 イ 大学中退者（2年以上在学し62単位以上修得した人に限る。）として受験する人 (7) 返信用封筒（2枚） 定型最大（長形3号、235mm×120mm）の封筒2枚にそれぞれ84円切手を貼り、申込者の郵便番号、住所及び氏名を明記してください。また、氏名の下には「様」を記入してください。受験票の送付及び書類選考可否通知の送付に使用します。 ※ 上記以外にも受験資格等確認のため、追加書類を提出していただく場合があります。
郵送先	〒343-0192 松伏町大字松伏2424番地 松伏町役場 総務課 職員文書担当 ※封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きし、必ず <u>特定記録郵便で郵送</u> してください。

(2) 応募書類確認後、受験票を郵送します。5月28日（火）を過ぎても受験票が届かない場合は、直ちにお問合せください。

(3) 代理による申し込みはできません。必ず本人が申し込んでください。

(4) 提出された応募書類の返却はしません。

(5) 記載事項の不備や提出された書類に不足等があった場合は受付できません。

#### 4 試験日程等

職 種	試験	試験日等	試験会場	合格発表
	書類選考	令和6年5月下旬	—	令和6年5月下旬
一般事務職 (新規学卒者等) 試験区分A、B、C	第1次試験	令和6年6月16日(日) 開場：午前8時45分 (受付：開場～午前9時15分) 開始：午前9時30分 終了：試験区分A、B、C、 D、E 午後0時20分(予定) 試験区分F、G 午後3時30分(予定)	松伏町役場 (予定)	令和6年6月下旬
一般事務職 (民間企業等職務経験者) 試験区分D				
一般事務職 (障がい者対象) 試験区分E				
建築技術職 試験区分F 土木技術職 試験区分G				
	第2次試験	令和6年7月上旬		令和6年7月中旬
	第3次試験	令和6年7月下旬		令和6年8月上旬

※ 試験会場は変更になる場合があります。

- (1) 書類選考及び第1次試験の合否は、受験者に対して普通郵便で通知するほか、松伏町ホームページにおいて合格者の受験番号を掲示します。
- (2) 第2次試験及び第3次試験の合否は、受験者に対して簡易書留郵便で通知します。
- (3) 電話、FAX、電子メールによる合否の照会にはお答えできません。

## 5 試験の内容

＜書類選考＞ 各試験区分の申込者に対して実施します。

職 種	種 目	内 容
全職種共通	書類選考	申込時に提出されたエントリーシートの内容により、松伏町行政への関心や貢献意欲、表現力等を評価します。

＜第1次試験＞ 書類選考の合格者に対して実施します。

職 種	種 目	時 間	内 容
一般事務職 (新規学卒者等) 試験区分A、B、C	教養試験	120分	時事、社会・人文に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力についての択一式による筆記試験と職場適応性検査を行います。
一般事務職 (民間企業等職務経験者) 試験区分D	職場適応性検査	20分	
一般事務職 (障がい者対象) 試験区分E	専門試験（建築） (試験区分Fのみ)	120分	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工に関する専門的知識についての択一式による筆記試験を行います。
建築技術職 試験区分F 土木技術職 試験区分G	専門試験（土木） (試験区分Gのみ)	120分	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工に関する専門的知識についての択一式による筆記試験を行います。

※ 教養試験において、試験区分Aは大学卒業程度、試験区分B、C、D、E、F、Gは高校卒業程度の問題を使用します。

※ 職場適応性検査の結果は、第2次試験及び第3次試験の参考資料とします。

＜第2次試験＞ 第1次試験の合格者に対して実施します。

職 種	種 目	内 容
全職種共通	人物試験	個別面接試験

＜第3次試験＞ 第2次試験の合格者に対して実施します。

職 種	種 目	内 容
全職種共通	人物試験	個別面接試験

## 6 採用時期

原則として、令和6年10月1日付けで採用となります。ただし、次の事項に該当する場合は、採用取り消しとなります。

- (1) 受験資格を満たしていない場合
- (2) 応募書類の記載事項が事実と異なる場合
- (3) 令和6年9月末までに卒業見込みの人が卒業できなかった場合
- (4) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないことが明らかになった場合
- (5) その他任命権者が不相当と認めた場合

## 7 給与・勤務条件（令和6年4月1日現在）

### (1) 給与

#### ア 初任給（地域手当含む）

区分	初任給	備考
大学卒	214,544円	一定の学歴や職歴がある場合は、所定の額が加算されます。
短大卒	195,676円	
高校卒	181,154円	

イ この他、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

ウ 昇給は、毎年1回、勤務成績に応じて行います。

### (2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

### (3) 休日及び休暇

土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）が休みとなります。ただし、配属先により異なる場合があります。また、年次有給休暇（年度20日）、夏季休暇、結婚、出産、忌引き等の場合の特別休暇などがあります。

### (4) 福利厚生

埼玉縣市町村職員共済組合に加入します。共済制度により、住宅、自動車等の購入時に利用できる低利の貸付や、東京ディズニーランド等のテーマパーク、映画館、宿泊施設などの割引の補助制度等があります。

## 8 試験結果の提供

次のとおり自己の試験結果の提供を行っています。

提供できる人	提供する項目	提供期間	場所
書類選考・第1次試験・第2次試験・第3次試験の受験者本人	各試験の得点及び順位	各試験の合格発表の日から1か月間	総務課

※ 本人確認できる書類（受験票、自動車運転免許証等）を持参してください。

## 9 その他

試験当日、悪天候等により公共交通機関に遅延等が発生する場合がありますので、気象予報に注意し、余裕をもって試験会場に向かうようにしてください。また、試験開始時間に変更が生じる場合は、松伏町ホームページの新着情報に掲載しますので、必ず確認するようにしてください。

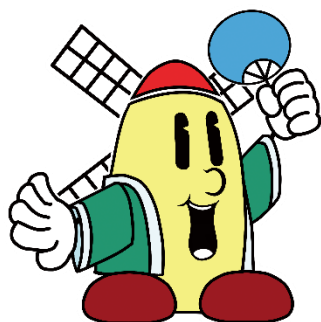
## 10 問い合わせ先

松伏町 総務課 職員文書担当

〒343-0192 松伏町大字松伏2424番地

TEL 048-991-1896 (直通)

URL <http://www.town.matsubushi.lg.jp/>



町のイメージキャラクター「マッパー」